



大城朝也さんの作品（タイトル「夕陽」）

- ② 特集 宜野湾市伊佐区にて津波避難訓練を実施！
- ④ 「コーチング実践講座～イヒ君のチバリヨ～！コーチング」
- ⑥ 沖縄県共同募金会より
- ⑦ シリーズ活動最前線「沖縄大学ボランティアサークル」福祉施設経営相談Q&A
- ⑧ 新年のごあいさつ／ほっとニュースTOPICS
- ⑪ 生活福祉資金貸付制度の紹介
- ⑫ 福祉の職場説明・面接会開催の案内
- ⑭ 県民児協広報「ふくらしゃ」
- ⑯ INFORMATION

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

2/25(月)

ストレスマネジメントセミナーを開催
～利用者・職員が生き生きと働ける職場づくりを目指して～

最近、精神的な疲労を訴える方が増加し、深刻な社会問題化しています。職員のストレスの増大はモチベーションの低下やバーンアウトを招き、それが利用者へのサービスの質の低下や職員の離職に繋がるなど、様々なリスクを招く可能性があります。

そこで本会では、現場スタッフと管理者の両方を対象に、「ストレス

マネジメントセミナー」と題し、ストレスとうまく付き合うための姿勢、また職場環境のシステム整備やストレスフルな職員の心のケア、関わり方について学ぶことを目的に開催いたします。

▼主催 沖縄県社会福祉協議会

▼日時 2月25日(月)

10:30～16:00(9:30～受付)

▼会場 沖縄県総合福祉センター

2/17(日) 沖縄の市民活動(NPO)に会いに行こう！

ボランティアやNPOについてYes/Noで答えてみてね。
□ どんな分野のグループがどのくらいあるか知りたい。
□ 活動している人ってどんな人？のぞいてみたい。
□ 活動内容を知りたいが、事務所まで話を聞きに行くのは億劫な気がする。

ひとつでもあてはまったら、ぜひ『出会い市』へGo!!
県内で活動するNPOやボランティア団体、そして学生団体など55団体がブースで活動を紹介したり、体験プログラムを提供します。一挙にたくさんの団体を気軽に知るチャンス！

また、『NPO支援チケット』(500円:100円券の5枚綴り)を買って、あなたを「なるほど!」とうなせしたNPOに、ぜひ投票してください!投票されたチケットの総額が、そのNPOに寄付されます。グッズがあたる抽選券もついています。

ボランティアやNPOの活動への参加体験イベント。お子さま連れも楽しめますよ。

★2月17日(日)10時～17時
★沖縄国際大学体育館にて
★入場無料
詳しくは、出会い市公式ブログ <http://npodeaiichi.ti-da.net/>
ボラセンHP <http://volunchu.net/>

寄付・寄贈者芳名

有限会社ベストライン御中
琉龍会御中
株式会社サンレー御中
社会福祉法人 沖縄偕生会御中
社団法人 沖縄県宅建物取引業協会御中
株式会社 琉球補聴器御中
おきでんグループボランティア互助会御中
オリオンビール株式会社御中
仲村昌和様
具志堅和子様
沖縄県医薬品卸業協会御中
沖縄県生麺共同組合御中
沖縄テレビ放送御中
沖縄明治乳業株式会社御中
國和会御中
株式会社 琉球銀行御中
沖縄県洋菓子協会御中
沖縄製粉株式会社御中
ハートフルデイ実行委員会御中

編集後記

新しい年を迎えました。呉屋会長の挨拶をはじめ、特集で紹介した伊佐自治会の津波避難訓練への取組み、社会福祉大会での和田先生による記念講演など、これからは、住民が活動に参画し、「地域の福祉力」を高めていくことが福祉活動の大きな柱。
私たち福祉関係者は、その「場」づくり、「きっかけ」づくりを、今年も数多く仕掛けていきたいものです。

表紙の絵



大城朝也さん

沖縄病院の美術クラブ「ひまわりの会」に所属する大城さんは、那覇市民ギャラリーで仲間と三人展を開くなど、10年余のキャリアでアクリル画の実力も高い。
これまでは、スポーツをする人物画を主に描いてきたというが、今年から作風を新たに、空や雲に強い興味を持ち、風景画が中心になっているという。
今回、紹介した表紙の絵も大城さんお気に入りの作品のひとつ。「夜に向かう空の深い青と夕陽のオレンジの境界や波の動きを描くのが難しかった」とのこと。

宜野湾市伊佐区にて津波避難訓練を実施！

本年度、沖縄県社会福祉協議会が実施している「災害被災者支援力パワアップ事業」の一環として、去る2007年11月17日（土）、宜野湾市伊佐区にて、地震による津波の避難警報発令から30分以内に伊佐区公民館に避難するという「伊佐区津波避難訓練」が行われました。

訓練は本事業のモデル地区として指定された「宜野湾市社会福祉協議会」と「伊佐区自治会」ともに行われました。伊佐区は、宜野湾市の中で西海岸に面し、市内で一番の低地に位置しています。そのため、津波に対する住民の方々の不安は大きく、「まずは地震による津波からの緊急的な一時避難訓練をやるう」という住民の声がきっかけとなり、実施されました。

（沖縄県社協で取り組んでいる災害関連事業の全体像については、次頁下段（※）を参照

▽公民館までの避難

訓練当日は、久米島沖で地震が発生し、沖縄本島西海岸に津波が押し寄せたという想定で行われました。午前10時に防災無線や自治会の放送で住民に呼びかけ訓練が始まり、約400人の住民が伊佐区公民館に避難しました。

自治会を中心とした地域の方々が避難誘導や公民館内の案内・誘導を行い、宜野湾市は防災無線による避難放送、警察は空巢対策のパトロールや避難誘導、消防は車輛による放送と救護、日赤奉仕団は炊き出しを行うなど災害対策に関わる多様な組織が連携しながら訓練は行われました。

公民館内に避難住民が入りきらず、急遽屋外に集合場所を移動したり、屋外に集まると雨が降ってきたりと想定しなかった事態が発生しましたが、予定通り訓練を行うことができました。

【訓練プログラム】

- 10:00 避難警報発令
住民は自宅から伊佐区公民館へ避難開始
- 10:30 避難完了目標
- 10:50 避難者ふりかえり
- 11:35 講評(警察・消防・市長・事業アドバイザー)
- 11:50 炊き出し昼食
- 12:30 解散&片付け

▽要援護者支援

災害が起こったことで援護を必要とする人、皆が災害時の要援護者となります。

今回は、津波発生からの緊急一時避難訓練ということで、避難場所まで自力では移動できない人、避難に時間のかかる人、津波が起きたという情報を得にくい人（難聴者や外国人など日本語での情報伝達が困難な人）を要援護者と想定しました。

伊佐区には外国人が居住するエリアがあることから、事前に英文での訓練案内ポスターを掲示したり、英語での避難警報を日本語と合わせて



▲公民館のホールに避難する住民の様子。その後入りきらず、屋外へ移動

▽ふりかえり会

公民館に避難してきた後には、実際に津波が起きたときのことを考えて不安に思うことや感想などを付箋紙に書き出してもらい、全体で共有したり、警察や消防、宜野湾市長からの講評、事業アドバイザーの桑原英文氏（PCOM代表）からの助言を得るなどして訓練のふりかえりを行いました。

住民の意見の中からは、「本当に津波がきたらパニックにならないかな不安。訓練はぜひ必要！」「防災無線が聞こえなかった」「緊張感が足りない」「津波を想定した場合、（海に近い）公民館が避難所というのはおかしいのでは？」など多くの感想が出されました。参加された方ほとんどは津波に対する不安・危機感を持つており、訓練の必要性は認めながら、まだまだ区民全体としての意識は高めていかねばならない段階で



▲「避難しての感想と不安」を付箋紙に書き出し、班ごとに貼ってもらいました

あり、避難場所の選定からもっと考えていく必要がある、という認識をお持ちのようでした。

▽炊き出し

ふりかえり会の後は、日赤奉仕団宜野湾支部の皆さんが準備してくれたカレーの試食が行われました。大きい具材を飲み込みにくい人のための「具のきざみカレー」や、宗教上の理由などからお肉を食べられない人のための「肉なしカレー」も用意されました。また、被災地では水は貴重なものとなることから、器を洗わなくても済むように器にサランラップをまいて、その上にご飯とカレーをよそうという工夫もされました。



▲カレーの準備をする日赤奉仕団宜野湾支部の方々

▽市外見学者

伊佐区外の自治会や市外から、社会福祉協議会職員やNPOのスタッフなど18名の見学者が訪れ、訓練の様子を見学しました。今後、より効果的な訓練とするために、見学しながら気づいたことやアイデアをだし

てもらうなどしました。

* * *

いざ津波などの災害が発生した場合、災害の規模が大きくなれば大きななるほど、行政などの公助の力は分散し弱まり、最も頼りになるのは自らと家族、そして隣近所の人たちの力です。

「自分たちの暮らしと命は自分たちで守る！」という意識と「日頃から、隣近所にはどんな人が暮らしているのかを気につけて、声を掛け合える関係をつくっておくことが重要なんだ」ということを確認した訓練となりました。

告知 2008年1月には 避難所運営シミュレーション実施！

2008年1月26日（土）には、津波から避難し、自宅に戻れず、避難所で生活しなければならなくなった状況を想定した訓練を同地区で行います。

避難所では、プライバシーやトイレ、心のケア、食事など様々な問題が出てきます。そうした問題を避難した被災住民自身で解決していかねばなりません。そこにいる住民が外部の支援の力を最大限に活かしながら合意形成し、問題解決していくプロセスを体験できるように訓練を目指します。

【本年度の災害への取組概要】（※）

近年、台風・豪雨や地震・津波といった災害が日本国内で毎年のように発生し、大きな被害をもたらしています。これらの災害においては、高齢者・障がい者等（要援護者）が避難できず、長期間取り残されたり、亡くなるということが起きています。また、被災者の避難所生活は長期化しており、その長期化する集団生活の中で高齢者や障がい者だけでなく、外国人や乳幼児のいる家族など多様な被災当事者が多くの生活上の困難を抱えるという現実があります。

そこで、沖縄県社会福祉協議会では、今年度、日本郵便（元・日本郵政公社）年賀寄附金助成を受け、「災害被災者支援力パワアップ事業」に取り組んでいます。本事業では、「被災当事者の自治力・共助力・合意形成力の向上」と「被災者主体の支援」をテーマに「災害時避難所運営シミュレーション」と「被災者支援ガイド（仮）」の作成を行っています。

「災害時避難所運営シミュレーション」では、宜野湾市の伊佐地区をモデル地区と指定し、「伊佐区自治会」「宜野湾市社会福祉協議会」「沖縄県社会福祉協議会」の三者協働で地震による津波を想定した「緊急一時避難」と「避難所での生活体験」を行います。

沖縄県ボランティア・市民活動支援センター
Tel. 098-1884-14548（直通）
Fax. 098-1884-14545（直通）
e-mail: vol@okshaky.or.jp
ボランティアねっと <http://volchunet/>



▲避難の様子（公民館入口付近）

放送するなど行いました。また、民生・児童委員さんによる区内高齢者4名の避難行動支援（車イスによる移動）や、公民館での英語及び手話通訳者の手配をするなどしました。英語通訳は地域で英語ができる方をお願いしました。



▲「2日間の受講を終えた参加者への修了証書の授与式」

その他にも「質問のスキル」「直感のスキル」「確認のスキル」「承認のスキル」等のコーチングスキルを、組織の中で「意識的に」実践することにより、コミュニケーション能力の向上において様々なメリットがもたらされるのだということを、2日間に渡り丁寧に解りやすくご講義いただきました。

今回のセミナーは、得られたスキルを参加者が自組織へ持ち帰り、効果的に活用していただけるように「経営者と職員のペア」を原則として受講していただきました。

社会福祉法人を取り巻く経営環境が大きく変化し、経営者・職員が同じ目標（理念）に向かい利用者から

セミナー報告 11月19~20日

県経営者協議会主催

「コーチング実践講座 ～イヒ君のチバリョー！コーチング～」

今注目されているコーチングってどんなもの？
コーチングスキルを使ったコミュニケーション能力の向上から
もたらされる効果
ちょっとした意識改革で組織が変わる！



▲「楽しくわかりやすい講義が参加者に好評であった石井俊男氏（旭化成アマダス株）」

点を当てました。
一見「あたりまえ」のこのようですが、誰もが忙しさの中で忘れてきているようなこと・・・

コミュニケーションを「意識的」に行い、そのちょっとした意識改革でもたらされる組織改善のためのキーワードを講義内容から抜粋し、以下に紹介していきたいと思えます。

良好なコミュニケーションを築く ためには自分を知ること！から

★**①** 「他人は変えられなくても自分が変われば環境は変えられる」
良好なコミュニケーションを行ううえで「自分はどんな人間であるか」「どんな行動特徴をもっているか」を知ることがとても重要です。石井先生曰く「人は誰でも自分はどんな人

間であるかというイメージ（自画像）を持つており、その自画像とは『自分にとって都合の良い自分』であるとのこと。

今回の講座では、まず「エゴグラム」を利用して自我状態を知ることから始め、職場での普段の自分の姿を振り返っていただきました。

★**②** 「ストロークを実践し自分や部下を褒めよう！」

もう一つ、コミュニケーションにおいて重要なキーワードが「ストローク」です。ストロークとは、話しかけられたり傾かれたりすることも含め、「その人の存在や価値を認めるための言動や働きかけ」と定義されています。

講座の中では、参加者同士で向かい合い「相手を褒める」演習を実践しました。石井先生は「人の成長に欠かせない健全な精神の発達には「心の栄養物」が必要不可欠であり、「褒める」ことが相手の中にある最高のものを引き出す。すなわち人材育成につながるのだ」ということを強調していました。

コーチングの基本スキルとは？

★**③** 「答え」はその人自身の中に
ある」
コーチングとは、様々な捉え方が

ありますが、今回の講座では「相手の中にある可能性を引き出し、自発的な行動を促進させ、その人の夢や目標の実現をサポートするコミュニケーション・スキル」と定義されています。

石井先生はここでも「組織の中で起こりうる様々な課題を解決するための『答え』は、組織や個人によって、場合によって異なります。そしてその「答え」を引き出すためには適切なサポートが必要なのです」と強調していました。

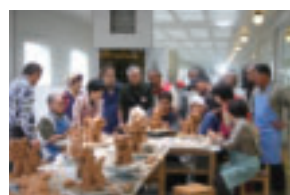
★**④** 「傾聴のスキル」の重要性

上で述べた「答え」を最大限に引き出すために効果的なスキルの一つに「傾聴のスキル」があります。

「傾聴」とは、相手の話を心をこめて真剣に聴き取る姿勢（感心や共感）であり、石井先生曰く「人間は本来『自分が聞きたいように人の話を聞き、感じたいように感じてしまふ』のだということです」。

参加者アンケートからも「普段、部下や同僚の話を十分に聴く時間が持ていたのだろうか」、「相手の話を聞き出そうとしながらも頭ごなしに指示していたのでは」との「気づき」の意見が多く聞かれました。

～生きがいと健康づくりのため～



沖縄県かりゆし 長寿大学 平成20学年度 18期生募集

募集期間 1月7日・18日（金）
（土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時まで）

応募資格 県内に居住し、平成20年3月31日現在で満60歳以上の者で、学習意欲があり、那覇市所在の当大学校に通学可能な者（※当大学校の卒業者は除く）

定員 160名（男性80名・女性80名）
（※但し定員を越える申込みのある場合は抽選により決定）

修学期間 平成20年2月～平成21年1月（1年間）

費用 受講料7,000円（資料代）
教材費等は受講者負担です。

応募方法 沖縄県いきいき長寿センター備え付けの願書に必要事項を記入し印鑑押印のうえ提出（郵送可、1月18日消印有効）、ホームページからもダウンロード可

問い合わせ先 （福）沖縄県社会福祉協議会 いきいき長寿センター
〒903-8603
沖縄県那覇市首里石嶺4-373-1（沖縄県総合福祉センター3F）
TEL.098-887-1344 FAX.098-887-1349
E-mail ikiikicyouju@okishakyo.or.jp



シリーズ
活動最前線



▲大学祭の準備をするメンバーたち

取材のこの日は、ちょうど大学祭の前日で、ボ部のメンバーは巨大迷路を作っていた。昨年から始まったこの巨大迷路は、大学祭に遊びに来た子どもが楽しめるようにと、大学祭では珍しく、ターゲットを子どもに定めた取り組みだ。

福祉文化学科の学生が中心となって構成されるボランティアサークル（愛称：ボ部）は、大学の講義「ボランティア入門」でボランティア活動を実際に行ったことをきっかけとして、サークルに入る学生が殆ど。

沖縄大学
ボランティアサークル

お互いの情報交換の場

ボ部のメンバーは、みんなマイペース。普段は個々にボランティア活動を行っていて共に活動することが少ないというが、この学園祭の準備ではキュッと一致団結し、500個のダンボール集めから迷路作り、飾りつけを手分けして行うなどフットワークは軽い。

大学に届く様々な福祉施設やNPO団体からのボランティア募集。その中から興味のあるものを選び、活動するメンバーにとって、参加してよかったと思える依頼とそうでない依頼の違いを指摘する。ボランティアをして良かったと思える場合は、基本的に職員がボランティアに任せっきりにせず、的確に指示をするなどコミュニケーションが密であるという。ボランティアする楽しみに「色々な考えを持っている人と関わること」を挙げる代表の山入端さん（福祉文化学科3年）の言葉からも、学生ボランティアの求めている多様な価値観との出会いや関わりを通して得られる気づきを依頼する側がどれだけ与えられるかが、ボランティア満足度において重要であることを教えてくれる。

「今後は、個別の活動を続けながらも、サークルが定期的に取組む活動を何かやってみたい。メンバーと一緒にやっているんだという雰囲気をもっと作りたいんです」と代表としての思いを語ってくれた。



共同募金はこのようにして使われています。
配分先から届いた「ありがとう」メッセージを紹介します。

団体名 特定非営利活動法人
宮古地区手をつなぐ育成会
(宮古島市平良)
事業名 送迎用車両整備事業
配分額 1,990,000円

私たち育成会は、資金不足のため車輛など高価な備品の購入は難しく、地域の人々との交流や地域行事に参加しようとすると作業所の利用者全員が移動する方法が無いことが障害となっていて、どうしても制限されてしまっていたのですが、去る平成19年5月27日に行われた「第1回宮古地区障害者スポーツ大会」にはこの浄財で購入させていただいた車を使用して全員で参加させていただくことができました。今後も、利用者そろう地域での行事にも積極的に参加し、日々の仕事でも利用者の方々と地域の方々とのより多くのふれあいを大切にして目的を達成していく所存です。



団体名 社会福祉法人 喜寿会
特別養護老人ホーム 小谷園
(南城市佐敷)
事業名 食器洗浄機器整備事業
配分額 1,000,000円

開設13年を迎えた当園は、食数の増大に比例し調理スタッフ業務も増え、業務改善策を検討しておりました。開設当初から使用中の食器洗浄機を今回新調する事が出来、給食業務も改善されております。役職員一同皆さまの善意、赤い羽根共同募金のご支援に心から感謝申し上げます。



中央競馬馬主社会福祉財団助成金 2団体へ 1,750万円決定

平成19年度中央競馬馬主社会福祉財団助成金決定通知伝達交付式が、平成19年10月24日(水)に那覇市首里にある沖縄県総合福祉センターで行われました。

本県の今年度の助成数は、2団体に総額1,750万円が決定し、県共募呉屋清徳副会長より各団体の代表者へ決定通知書が手渡されました。また、2団体よりそれぞれお礼のあいさつを述べました。

中央競馬馬主社会福祉財団の助成金は、中央競馬の馬主達が自分達の手で目に見える形で社会福祉の発展に貢献し、併せて競馬に対する社会の認識を高めることを目的として、競馬の賞金の一部を自主的に拠出することにより、昭和44年10月に財団法人として設立され、全国の民間社会福祉施設等に助成金を交付しています。

平成19年度 中央競馬馬主社会福祉財団助成金決定一覧表

法人名(施設名)	事業名	助成金額
(福) 基督教児童福祉会愛隣園 (児童養護 愛隣園)	愛隣園体育館 屋根改修工事	12,500千円
(福) 沖縄県視覚障害者福祉協会 (情報提供 沖縄点字図書館)	点字製版機 取替整備事業	5,000千円
合 計		17,500千円



▲中央競馬馬主社会福祉財団伝達交付式

福祉施設経営相談

Q&A

会計・税務編

今回、回答して頂くのは
本会「福祉施設経営相談支援事業専門相談員」の
公認会計士 倉持 輝幸先生です。



Q 平成19年度税制改正において減価償却制度が見直しされたたことですが、社会福祉法人にはどのような影響がありますか。

A 「社会福祉法人会計基準の制定について」(社援基発第0731001号 平成19年7月31日)の一部改正についての通知が出ていますので、参考にして下さい。

取得価額及び残存価格
減価償却資産の評価額は取得価額とする。また、残存価格は、以下のとおりとする。

- ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
有形固定資産について償却計算を実施するための残存価格は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価格(1円)まで償却を行うことができるものとする。
- イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
有形固定資産について償却計算を実施するための残存価格はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価格(1円)を控除した金額に達するまで償却することができるものとする。
- ウ 無形固定資産
無形固定資産については、当初より残存価格をゼロとして減価償却を行うものとする。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談を受け付けています。
社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営支援室

電話 098(887)2037(直通)
FAX 098(887)2043(直通)

新年のごあいさつ



新年、あけましておめでとうござい
ます。

皆様におかれましては、希望に満ちた新春を、お健やかにお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨年は、民生委員制度創設90周年の節目にあたり、広く地域住民との連携の下に日常的な見守り活動や災害時の要援護者の安否確認などの取組の強化が再認識された年でもありました。関係者の皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。さて、基礎構造改革以降の社会福祉には、個人の尊厳を守ることが基本理念として位置づけられました。あらゆる福祉の仕組みが、その一点を指していると言うことができます。社会福祉協議会においても、一人ひとりの住民が、自分らしく、安全に安心して暮らせるよう、福祉サービス利用者の権利擁護や苦情解決など具体的な

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県共同募金会

会長 呉屋 秀信

支援システムの強化に努めてきましたが、年々増加する家庭内外の虐待や様々な権利侵害は、地域福祉の大きな課題となっています。

新年は、誰もが個人の尊厳を認められ、お互いに支えあうことのできる地域社会の実現を目指して幅広い団体との連携・協働を進めるとともに、地域福祉の主体となる住民活動の基盤強化を通して「地域の福祉力」向上に取り組んでまいります。

年の初めにあたり、県民の皆様のみずますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに社会福祉に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

平成20年元旦



総勢500名余のボランティア 芸能チャリティー公演 で演舞披露

本会主催による「第11回芸能チャリティー公演」が11月18日（日）、那覇市民会館で開催された。本公演は八重山民謡の重鎮である山里勇吉氏が企画し、県内の琉舞や日舞、民謡等の研究所の方々総勢500名余がボランティアで参加。昼、夜の2回公演で約900名の観客が来場し、「かぎやで風」「御縁節」「揚作田節」の華やかな幕開きを始め、日本舞踊や民謡、演歌などバラエティに富んだ演目が披露された。



▲荘厳な幕開けを飾る器楽合奏

また、公演終了後には協賛企業から提供いただいた景品の抽選会を行うなど最後まで来場者に楽しんでもらった。11回を数えるこれまでの公

演の収益金は約1850万円にも上り、本会の福祉活動推進の主要な財源となっている。関係者各位の皆様のご協力ありがとうございました。



▲華麗な舞いと演奏が披露された

2/24 第34回 芸能の夕べを開催

県社協では「社会福祉活動資金づくり・第34回芸能の夕べ」を左記のとおり開催します。皆様のご来場をお待ちしております。

お問合せは県社協総務部まで。

▼日 時 2月24日（日）

17時30分開場 18時開演

▼開 場 Ⅱ 宜野湾市民会館

▼協 賛 Ⅱ 沖縄新進芸能家協会、都

山流尺八楽会沖縄県支部、

西川流沖縄県支部、生田

流箏曲沖縄筑紫会

▼入場料 Ⅱ 1枚1500円

ほっと ニュース TOPICS Vol.117

使い勝手に とことんこだわる

義肢装具士 佐喜眞保氏

宜野湾市愛知の住宅街の中に株式会社佐喜眞義肢がある。代表を務める佐喜眞氏が27年前、夫婦2人で始めた事業も今では従業員13名となり、電話や来客への対応に追われた活気のある事務所だ。

義肢装具の仕事始めるまで

幼少期に患った結核性脊椎カリエスによって、腰から胸までコルセットを装着し、痛みと障害を抱えた自分自身のコンプレックスと戦い続け



▲「ものづくり日本大賞」を始め数々の賞を受賞しているC B プレースのポスターの前に立つ佐喜眞氏

たという佐喜眞氏。県外の鉄工所で働き、ものづくりに携わる中、現場での大事故により1年の療養生活を余儀なくされ、沖縄に戻ってきた。その時、福祉事務所の職員に勧められ福岡県の身体障害者職業訓練校で義肢装具について学ぶ。鉄工所での経験があった佐喜眞氏にとっては、学校の訓練だけでは物足りなく、訓練校に通いながら、義肢製作所に弟子入りするなどして技術を身に付けていった。卒業後、沖縄で開業するもなかなか仕事の依頼がなく、車いすや装具の修理をしながらの厳しい状況だったと言う。

使う人に向き合って高めた技術

しかし、溶接技術のある佐喜眞氏の修理は評判良く、利用者の口コミで「あそこに頼めば、自分の注文どおりに作ってくれるよ」と次第にお客が増えてきた。「もちろん、義肢装具の専門的な勉強もたくさんしたけど、それよりも使う人の立場になって作っていった。装具が合わなくて、結局使わずにしまわれると意味が無いからね。鉄工所の経験を活かして、どうしたら、要望に応えられるか試行錯誤しながら作っていたよ」と佐喜眞氏は振り返る。

一人ひとりの身体や症状が異なる中、全ての人に満足してもらえるも

のを作るのは容易ではない。時に、障害を負った事実の受容さえままならない状況下で、人はどれだけのつきりと自分の要望を他人へ伝える事が出来るであろうか。そのような問いに対して、佐喜眞氏は「初対面が大事。相手の気持ちを読み取るために、こういった性格なのかをしっかりと観察するんだよ」とのこと。忙しいはずなのに温かい眼差しで、話を急がずにじっくりと聴き、取材にも丁寧に受け答えする佐喜眞氏の表情には、自信に満ちた安心感を覚えた。オリジナル間接装具として特許を取得したC B プレースにたどり着くまでには、様々な失敗や困難があったという。それでも「求める人が来るから、それに応えてきただけ。私はお客に動かされてきたんだよ。」と利用者主体のものづくりを語る。

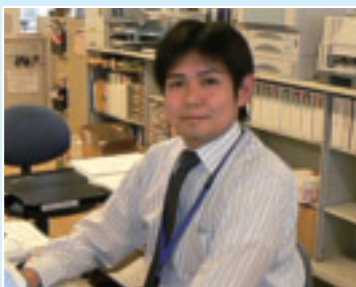
希望を与える仕事、義肢装具士

佐喜眞氏自身、実務経験と定められた講習を受講して国家試験を受験し、平成5年に取得した義肢装具士だが、県内には受験資格を得るための養成校がない。失われた機能の回復を図る「装具療法には夢がある」というこの職業を県内でも多くの人に目指してもらえよう、「沖縄にも養成校を作りたいんだ」と話す口調に力を込めた。

新採用

職員紹介

沖縄県社協で新採用した
職員の紹介です。



総務部 主事
山入 端 涼

11月から働いている、山入端です。私が担当する総務部は、職員の方々が気持ちよく福祉活動に従事できるよう、縁の下での力持ちとなつてサポートしていく事が大きな役割だと感じています。

しかし、働いて間もない私は、手助けはおろか、まだまだ迷惑をかけてばかりの日々です。一日でも早く、皆さんのお役に立てるよう、頑張っていきたいと思います。地域住民をはじめとする多くの方々に喜んでいただけるよう、間接的にはありますが、業務に専念していきますので、これからよろしく願います！

生活福祉資金貸付制度の紹介

本制度は、厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得世帯・障害者・高齢者世帯等に対して、経済的自立と更生、生活安定の為の資金を貸付ける制度です。それぞれの目的・用途に応じて、以下のような資金種類に分類されております。

また、資金種類により、貸付対象や条件、内容が異なりますので、民生委員や最寄の市町村社会福祉協議会までご確認の上、ご相談下さい。

資金種類		主な使途内容	利子
更生資金	生業費	生業を営むのに必要な経費	3 %
	技能習得費	生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	
福祉資金	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備若しくは暖房設備を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するために必要な支度をする費用 ・その他、帰省費用、年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要であると認められる費用	3 %
	障害者等福祉機器購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費	
	障害者自動車	自動車運転免許証を取得した場合であって、当該障害者が運転する自動車又は障害者生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	
	購入費	自動車運転免許証を取得した場合であって、当該障害者が運転する自動車又は障害者生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	
	住宅費	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費として貸付ける資金	
資修金学	修学費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金	無利子
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	
介護等資金	療養費	負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費（当該療養の期間は原則として1年以内）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	無利子
	介護等費	介護・障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費（当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る）及びその介護・障害福祉サービス等受給期間中の生計を維持するために必要な経費	
緊急小口資金		次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける小額の資金 ・医療費又は介護等費の支払等のため ・給与等の盗難、紛失のため ・年金、保険、公的給付等の支給開始まで ・火災等の被災のため	3 %
災害援護資金		災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金	3 %
離職者支援資金		失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸付ける資金	3 %
長期生活支援資金		低所得世帯の高齢者世帯対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	年3 %又は長期プライムレートいずれか低い利率
要保護世帯向け長期生活支援資金		要保護世帯の高齢者世帯対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	年3 %又は長期プライムレートいずれか低い利率

※貸付審査等によりご希望に添えない場合がございます。又、審査内容については、お答えできません。

福祉関係者1300名余が参加
第50回
沖縄県社会福祉大会

平成19年10月23日（火）沖縄コンベンションセンターにおいて「誰もが安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり」のスローガンの下、民生委員制度創設90周年記念となる第50回沖縄県社会福祉大会が行われた。当日は、社会福祉活動の功績が多大な個人及び団体300件の表彰が行われ、被表彰者代表あいさつを行った民生委員児童委員の前原穂積氏は、「今後も力の限り、社会福祉活動に従事したい」と決意を話した。

呉屋秀信大会長による式辞では、「高齢者や障害者等の福祉サービス



▲長年の功績を称え、呉屋大会長より賞状を授与される被表彰者



▲会場を埋め尽くす多くの大会参加者

利用契約制度は、福祉サービスを市場化し、福祉の普遍化をもたらしている一方で、サービス利用における地域格差や一部の事業所による法令違反が利用者に不利益を与えるなど新たな課題も生まれている」と課題を提起した。また、「事業者による法令遵守の徹底は当然のこと、利用者の権利を擁護する取組みの強化が急務である。地域における福祉文化の創造を積極的に推進し、安全な社会生活の中で誰もが地域の一員であると感じられる共生型福祉社会の実現を目指す」と大会宣言を採択しアピールを行った。

記念講演(要旨)

「これからの社会福祉と私たちの役割」

ルーテル学院大学
教授 和田敏明氏

「地域住民や多くの団体の参画による地域福祉のまちづくり」

福祉のコミュニティをつくるという時に一番良いのは、地域に住んでいる人たちが、私ならこれは出来る、私はこのことなら関心があるという活動に参加してもらうのが良い。どんな小さな活動でもいいから、参加して活動の相手の方々のことを考え、そのことを通じて住民の意識や態度が変わることが一番確実だと思います。福祉の色々な活動を地域に作って、そういう所に参加する人が増えるほど、その地域社会は福祉的な意識や態度を持つ人が増えると考えて良いのではないだろうか。

▲かりゆしウェアを着て講演を行う和田敏明氏

「文化の違いを認め合う」

福祉のまちづくりをする時は、福祉関係者だけが集まるのではなくて、今までは遠いと思っていた人たちにも沢山集まって頂けるようになりました。しかし、色々な人たちが一緒にやろうとすると微妙な違いがいっぱいあって、なかなか合わない。それは何故かというと、ボランティアグループやNPO、町内会や商店街、民生委員等の組織における文化の違いではないかと思います。文化の違いが団体が協力し合って一緒にやるという時に大事なものは、なぜそうなっているのかをお互いに理解してやっていくことだと思います。

「地域福祉の推進力」

住民が活動に参加し、その運営に参画する中で自主的な力をつけて、住民の力がパワーアップしていくのではないかと思います。そして地域の中に疎遠になっていた人たちがお互いに信頼を取り戻して、信頼のネットワークが生まれてくる。そういう信頼のネットワークとかつながりが、地域福祉を進める力だと思ふのです。地域福祉の推進力というのは、地域の中に信頼の輪を作っていくということが一番大事なエネルギーになっているのではないかと思います。(※文責 県社協企画広報部)

平成20年1月22日(火)

沖縄コンベンションセンターで開催

福祉の仕事に就きたい方や福祉の仕事に関心を持っている方と福祉施設・団体等の出会いの場として、今年も「福祉の職場説明・面接会」を開催します。福祉の仕事や各種資格取得に関する情報提供や相談コーナーでの福祉職全般に関する相談も受け付けます。

日時 平成20年1月22日(火)

受付開始12時30分

受付終了15時30分

面談・相談時間13時～16時

会場 沖縄コンベンションセンター 展示場

※当日は駐車場が混み合うことが予想されます。バス・タクシーをご利用ください。

参加対象 福祉の仕事に就職を希望する方、社会福祉施設・団体等

参加方法 参加費は無料です。求職者の方は当日直接会場にお越しください。

内容

①求人面談コーナー

求人施設等の採用担当の方による事業内容や求人の説明・面接



▲求人説明に熱心に耳を傾ける参加者（昨年度の面接会の様子）

②職能団体コーナー

各種資格取得の方法や資格取得後の就職活動、仕事内容等について、各職能団体の担当者と面談できます

③ハローワーク

ナースセンター相談コーナー求人情報の提供等

④総合相談コーナー

福祉の仕事や資格全般の相談・求職登録等

※なお、1月22日(火)は沖縄県福祉人材

事業主の皆様へ

働く意欲、能力重視で企業力UP!!
年齢にかかわらず均等な機会を

年齢制限が原則禁止になりました

平成19年10月1日から雇用対策法の改正により、労働者の募集・採用の際には、原則として年齢を不問としなければなりません。この年齢制限の禁止は、公共職業安定所を利用する場合をはじめ、民間の職業紹介事業者、求人広告などを通じて募集・採用する場合や事業主が直接募集・採用する場合を含め、広く「募集・採用」を行うに当たって適用されます。

年齢不問として募集・採用を行うためには、職務の内容、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度など労働者が応募するに当たり求められる事項をできるだけ明示していただく必要があります。

ただし、募集・採用における年齢制限は禁止されますが、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合（以下、「例外事由」という。）は、次のいずれかに該当することが必要です。

例外事由

（雇用対策法施行規則第1条3第1項）

1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのある労働契約の対象として募集・採用する場合

2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

3号のニ 60歳以上の高齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

センター・名護市福祉人材バンクともに閉所となりますので、ご了承ください。相談等をご希望の方は、会場の総合相談コーナーへ直接お越しください。※参加施設・事業所については、沖縄県社協HP内の福祉人材研修センターのページをご覧ください。

お問い合わせ先

沖縄県福祉人材研修センター

TEL: 098-882-15703

FAX: 098-886-18474

E-mail: jinza@okishakyo.or.jp

HP: フォーム

http://www.okishakyo.or.jp/

北部地区 福祉の職場説明・面接会

平成20年1月30日(水)

開催

北部地区の施設・事業所が参加する説明・面接会です。北部地区在住の方や北部地区での就職を希望される方は、ぜひご参加ください。

日時 受付開始13時

受付終了15時30分

面談・相談時間13時30分～16時

場所 名護市民会館 中ホール



▲会場には多くの参加者がつめかけた（昨年度の面接会の様子）

内容

①求人施設面談コーナー

採用予定のある求人施設側と直接面談できます

②ハローワーク相談コーナー

職業相談及び求人情報の提供等

③総合相談コーナー

その他の総合相談（資格や求人情報の提供等）

※参加対象・参加方法は、沖縄県福祉人材研修センターと同様です。

※なお、当日は名護市福祉人材バンクはお休みとなりますが、登録相談等につきましては面接会でも可能ですので、開催時間内に直接会場内の総合相談コーナーまでお越しください。

お問い合わせ先

名護市福祉人材バンク

TEL: 0980-153-14142

FAX: 0980-153-16042

E-mail: nago-jinza@welfare.city-nago.okinawa.jp

nago.okinawa.jp

安心を支えます

ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償!

特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償（天災タイプ加入の場合）



保険料(掛金) Aプラン 280円 Bプラン 460円 Cプラン 650円
天災危険補償タイプもあります。

ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の交通事故によるケガを補償!

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

http://www.fukushihoken.co.jp

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

退任 挨拶

民生委員児童委員活動を終えて

沖縄県民生委員児童委員協議会 前会長 上間 幸弘



あけましておめでとうございます。
私は、昨年11月末の一斉改選をもつて晴れて定年を迎えました。民生委員・児童委員に委嘱されてから、皆様には長年、大変お世話になりましたことをこの場をかりてお礼申し上げます。

地域の委員より教職を退職後に声がかかり、「微力ながら地域のお手伝いを」と思ったのが平成5年に委嘱を受けたきっかけであります。

このような私が、単位・地区・県の民生委員児童委員協議会において会長職を任されたとき、大きな不安で一杯でした。しかし、その不安も「仲間とともに」を実践してきた自信により、すぐに解消されました。

会長の職責の遂行は、委員活動の重要性や担う使命の重さを改めて学

ぶ大変良い機会でもありました。それと同時に、多くの仲間との出会いや福祉課題を抱える世帯とのかわりを通して、今では私自身が人間として成長させていただいたと本当に感謝しています。

福祉活動は決して一人でできるものではないと思います。抱えている福祉ニーズひとつをとっても、生活困窮から起こる子どもの教育問題など複数の福祉的課題を有している場合が多々あります。多くの関係機関や福祉サービスを提供する方々と連携して支援がスムーズに行えるよう日ごろから関係づくりに努めましょう。また、困難なケースに関して委員同士で勉強会を行ったりして支援者としての技術の向上と課題の共有にも努める必要があります。

最後になりますが、民生委員児童委員活動は皆様の人生をより有意義なものにしてくれる活動であります。また、これまで経験してきたことを活かす場所でもありますし、地域には民生委員児童委員を必要としてい

新会長 年頭の挨拶

沖縄県民生委員児童委員協議会
会長 宮国 泰雄



あけましておめでとうございます。
皆様には、ご健勝にて平成20年の新春を迎えられましたことと、心からのお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、今年は大正6年に民生委員制度の起源とされる済世顧問制度が岡山県で創設されてから90周年を迎えました。長きに渡り培われてきた民生委員児童委員活動も時代の要請を受け様々な変容をなしてきたところでございますが、皆様方におかれましては、常日頃から地域福祉の向上にご尽力いただいていることに対し、心より敬意を表します。

近年、児童や高齢者への虐待、高齢者の悪徳商法被害や孤独死、そし

る人々がたくさんいます。今後とも多くの同僚委員とともに地域福祉の推進のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。私の退任の挨拶とさせていただきます。

子どもが被害に遭う犯罪やいじめによる自殺などの痛ましい事件が連日のように報じられています。
このような事件が発生する背景には地域社会にあつて、住民相互の助け合いやつながりが希薄化し、悩みや不安を抱えたままにいる人々が少なくないこと、また、核家族化の進行により世代間の交流や子ども達と地域との関わりが少なくなっていることも影響しております。

私たち民生委員児童委員は人権を護り、常に住民の立場に立つて相談・支援活動を展開していく中で、地域社会での支え合う関係を築くことが期待されております。
あらためて、住民の立場に立つというこの意義や民生委員・児童委員に求められる今日的な役割について、私たち自らが考え、新しい時代に対応すべく活動と組織の改革を進め、民生委員・児童委員がお互いに研鑽を深めていくことが大切であります。

今後も、県内全委員のお力とお知恵を結集して、組織の充実・強化に資することは無論、地域における人と人とのつながりを築き、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活がいくるる社会の実現に向けて努力してまいりたいと存じますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。私の年頭の挨拶とさせていただきます。

民生委員・児童委員に関わる地方への権限委譲について

昨年12月1日には、3年に1度の一斉改選が行われました。今回は、1,964名(平成19年12月1日予定数)の方々に厚生労働大臣から民生委員・児童委員及び主任児童委員として委嘱状の交付がなされました。

この厚生労働大臣による委嘱は、生活保護法などの社会福祉関係諸法への行政協力が国家的に重要であることを踏まえ行われてきた経緯もあり、民生委員・児童委員の皆様もこれを誇りとして、日夜地域住民の福祉向上が図られるよう活動を展開してまいりました。実は、この大臣委

嘱の権限を地方分権の流れから、市町村長もしくは都道府県知事へ移譲する動きが、全国市長会を中心として国の「地方分権改革推進委員会」に提起されました。

全民児連では、仮に権限委譲がなされた場合、全国に配置されている民生委員・児童委員の特性が損なわれ、市町村による活動格差等を生む懸念があり、その不利益を地域住民や要援護者が受けることになりかねないという強い危機感を持ち、10月9日の緊急理事会において全国市長会及び全国町村会の関係役員、同31日の

緊急評議員会において各都道府県の市長会及び町村長会、市町村長に対して大臣委嘱堅持の要望を行うことが決議されました。このことから、本県においても昨年10月中旬から11月末までに県市長会及び県町村会へ、各市町村段階においても当該首長に対して要望行動を行いました。(本県の要望行動結果等は左記のとおり)

1、民生委員・児童委員への厚生労働大臣委嘱の堅持が必
要
①民生委員・児童委員の厚生労働大臣による委嘱は、生活保護法などの社会福祉関係諸法への行政協力が国家的に重要であることを踏まえ行なわれてきており、民生委員・児童委員自身もこれを誇りとして職務遂行にあたってきている。
②厚生労働大臣委嘱は、法務大臣委嘱の保護司、人権擁護委員と同様であり国家的にもその重要性を配慮した措置である。
③民生委員・児童委員はすべての地域に担当区域をもち配置されており、権限委譲が行なわれた場合、全国に配置されていることによる特性は損なわれるとともに、市町村による活動格差等を生む懸念があり、その不利益を住民・要援護者が受けることになりかねない。

◆ 要 望 ◆

2、欠員補充の迅速化・効率化への対応

民生委員・児童委員の欠員補充の迅速化・効率化は必要であるが、推薦手順は公平・中立な人員の確保・選考が行なわれるよう配慮がなされるべきである。

◆ 要望結果(概要) ◆

1. 要請市町村

31箇所 (41市町村中 75.6%)

2. 要請内容

要請先	カ所数	実 施 率
市	10	90.9% (11 市中)
町	8	72.7% (11 町中)
村	13	68.4% (19 村中)
県市長会・県町村会		

3. 市町村長との面会の有無

面 会 状 況	実 施 数
市町村長本人に面会	26 市町村 (83.9%)
副市町村長等代理者に面会	4 市村 (12.9%)
要望書を担当部局に提出	1 町 (3.2%)

4. 要望結果や反応

結 果 ・ 反 応	実 施 数
大臣委嘱堅持に賛成	24 市町村 (77.4%)
深い理解を得た	6 市町村 (14.6%)
理解を得た	1 町 (2.4%)
不明・否定・委嘱堅持反対	0 (0.0%)